

第三〇〇〇三二一四八号

認定証

東京都世田谷区世田谷三丁目三番三号

さくら興運株式会社

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)

第二条各号に掲げる者のいずれにも

該当せず警備業の要件を備えて

いることを認定する

有効期間

平成二八年六月七日から

平成三三年六月六日まで

東京都公安委員会

